

令和2年（2020年）7月豪雨による被害状況等について
（第58報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 7/4 06:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
 - 7/5 14:30 厚生労働省災害対策本部設置
 - 7/6 11:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
 - 7/6 11:30 厚生労働省被災者生活支援チーム設置
 - 7/31 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージについて、厚生労働省関係施策をHPに掲載
-
- (2) 職員の現地等への派遣状況（7/4～8/3までに延べ21名派遣）
 - 7/4 厚生労働省職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/5 厚生労働省職員3名及び国立感染症研究所職員2名を熊本県、鹿児島県へ派遣
 - 7/9 厚生労働省職員（九州厚生局）2名を熊本県へ派遣
 - 7/11 厚生労働省職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/12 厚生労働省職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/14 国立保健科学院職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/15 国立保健科学院職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/16 厚生労働省職員（九州厚生局）1名を熊本県へ派遣
 - 7/17 厚生労働省職員（九州厚生局）1名を熊本県へ派遣
 - 7/18 厚生労働省職員1名、国立感染症研究所職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/22 厚生労働省職員1名、国立医薬品食品衛生研究所職員1名を熊本県へ派遣
 - 7/23 厚生労働省職員（九州厚生局）1名を熊本県へ派遣
 - 7/24 厚生労働省職員（九州厚生局）1名を熊本県へ派遣
 - 7/31 厚生労働省職員（九州厚生局）1名を熊本県へ派遣

2 医療関係

(1) 医療関係全般

7月4日	千葉県	7:20	EMIS（広域災害医療情報システム） 警戒モードに切り替え。
		4日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月4日	鹿児島県	8:47	EMIS 災害モードに切り替え運用中。
		8月6日→	EMIS 通常モードに切り替え（災害解除）
7月4日	熊本県	9:43	EMIS 災害モードに切り替え運用中。
		9月1日→	EMIS 通常モードに切り替え（災害解除）
7月4日	宮崎県	18:51	EMIS 警戒モードに切り替え。
		21日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月4日	大分県	19:00	EMIS 警戒モードに切り替え。
		7日→	8:30 EMIS 災害モードに切り替え。
		14日→	EMIS 警戒モードに切り替え（災害解除）
		17日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月4日	佐賀県	19:30	EMIS 警戒モードに切り替え。
		13日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月4日	福岡県	19:48	EMIS 警戒モードに切り替え。
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月5日	徳島県	9:12	EMIS 警戒モードに切り替え。
		8月4日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	広島県	10:35	EMIS 警戒モードに切り替え。
		14日→	14:45 EMIS 災害モードに切り替え。
		15日→	EMIS 警戒モードに切り替え（災害解除）
		8月6日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	鳥取県	11:18	EMIS 警戒モードに切り替え。
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	滋賀県	11:42	EMIS 警戒モードに切り替え。
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	京都府	12:08	EMIS 警戒モードに切り替え。
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	山口県	12:15	EMIS 警戒モードに切り替え。
		17日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	島根県	12:30	EMIS 警戒モードに切り替え。
		14日→	13:15 EMIS 災害モードに切り替え。
		15日→	EMIS 警戒モードに切り替え（災害解除）
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	沖縄県	12:58	EMIS 警戒モードに切り替え。
		27日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	岡山県	13:00	EMIS 警戒モードに切り替え。
		8月6日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
7月6日	長崎県	16:30	EMIS 警戒モードに切り替え。

7月7日	秋田県	8日→ 18:52	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
		20日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）
		28日→ 5:15	EMIS 警戒モードに切り替え。
7月7日	愛知県	29日→ 20:23	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月7日	岐阜県	27日→ 21:35	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月8日	長野県	13日→ 06:43	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月8日	山形県	30日→ 13:02	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
		24日→ 28日→ 15:52	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月8日	高知県	8月25日→ 10:42	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月8日	和歌山県	20日→ 18:37	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月8日	香川県	8月4日→ 21:58	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月9日	愛媛県	27日→ 8:00	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月9日	新潟県	8月4日→ 8:48	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
7月11日	青森県	20日→ 22:40	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除） EMIS 警戒モードに切り替え。
		13日→	EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）

(2) 医療施設の被害状況（9月3日12時30分）

・医療機関について、継続した浸水被害等は解消した。

	被災施設数		被害状況別内訳						備考
			浸水		停電		断水		
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	
熊本県	29	0	26	0	10	0	14	0	
球磨医療圏	16	0	15	0	8	0	7	0	
芦北医療圏	10	0	8	0	2	0	7	0	
八代医療圏	2	0	2	0	0	0	0	0	
天草医療圏	1	0	1	0	0	0	0	0	
鹿児島県	2	0	1	0	0	0	0	0	

南薩医療圏	1	0	0	0	0	0	0	0	建物一部損壊1件あったが解消
肝属医療圏	1	0	1	0	0	0	0	0	
福岡県	4	0	4	0	1	0	0	0	
有明医療圏	3	0	3	0	1	0	0	0	
久留米医療圏	1	0	1	0	0	0	0	0	
大分県	3	0	2	0	1	0	0	0	
大分医療圏	1	0	1	0	0	0	0	0	
日田玖珠医療圏	2	0	1	0	1	0	0	0	
岐阜県	1	0	1	0	0	0	0	0	
飛騨医療圏	1	0	1	0	0	0	0	0	
山形県	1	0	0	0	0	0	※1	0	※山形県庁からの報告
村山医療圏	1	0	0	0	0	0	1	0	
合計	40	0	34	0	12	0	15	0	

※上表は、EMIS で被害報告があった病院及び有床診療所についてとりまとめたもの。

※熊本県には、10医療圏があり、上記4医療圏以外の6医療圏からはEMISで被害報告無し。

※鹿児島県には、9医療圏があり、上記2医療圏以外の7医療圏からはEMISで被害報告無し。

※福岡県には、13医療圏があり、上記2医療圏以外の11医療圏からEMISで被害報告無し。

※大分県には、10医療圏があり、上記2医療圏以外の8医療圏からEMISで被害報告無し。

※岐阜県には、5医療圏があり、上記1医療圏以外の4医療圏からEMISで被害報告無し。

※山形県では、EMISで被害報告はないが、山形県庁から断水中の1医療機関について解消したとの報告あり。

<既に行った対応・復旧の状況>

- ・熊本県内の少なくとも8医療機関で、患者を搬送済み。
- ・医療施設等の早期の復旧を目的として、各都道府県衛生主管部（局）災害医療主管部（課）長あてに、「令和2年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）」（令和2年7月7日付厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長事務連絡）を发出。

	浸水	停電	断水	備考
熊本県	26	10	14	
鹿児島県	1	0	0	左記以外に建物一部損壊1件あったが解消
福岡県	4	1	0	
大分県	2	1	0	
岐阜県	1	0	0	
山形県	0	0	1	
合計	34	12	15	

(3) DMAT（災害派遣医療チーム）の活動状況（9月3日12時30分）

活動中 DMAT 隊総数 0

○活動を行っている場所：合計0県

<各地から派遣されている DMAT の主な活動>

	活動中の DMAT 隊総数	内訳			
		本部活動*	病院支援	移動中	その他
合計	0	0	0	0	0

※ 本部活動とは、都道府県調整本部の支援、被災医療機関の情報の収集、患者の搬送手段の確保の調整などであり、派遣後の現地での待機も含む。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動状況

熊本県 DPAT 調整本部解散に伴い、DPAT 撤収（7/28）

(5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・熊本県内、鹿児島県内及び福岡県内の一部の卸売業者において床上浸水や雨漏り等の被害が生じていたが、順次復旧し、平時の供給が再開されている。また、大分県、岐阜県、長野県及び山形県においては、特段の被害は発生していない。いずれの県においても、供給体制に大きな支障は生じていない（7/29）。
- ・通行止めとなっていた道路が復旧し、岐阜県の一部医療機関についても迂回することなく通常ルートでの配送が再開されている（9/2）。

<在宅医療関連>

- ・在宅人工呼吸器・在宅酸素濃縮器等を製造する医療機器メーカー12社に患者の安否確認状況、製造施設等の被害状況等についての報告を依

- 頼（7/4以降、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、長野県、岐阜県について確認済み）。
- ・医療機器メーカーによる患者の安否確認が完了したとの報告あり（7/13）。
 - ・直ちに安定供給に影響するような製造施設等への被害報告はなく、患者へのアクセスについても、大きな支障は出ていないとの報告あり（7/13）。
 - ・山形県における7/28夜からの大雨による影響について確認し、メーカー12社より、患者の安否確認が完了したこと及び製造施設等への被害報告はなく、患者へのアクセスについても支障は出ていないとの報告あり（7/30）。

(6) 衛生用品等の支援状況

- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に生理用品、大人用紙おむつ、子供用紙おむつ各100ケースを供給することとし、（一社）日本衛生材料工業連合会に対応を依頼（7/7一部到着済み、7/8AM 残り到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本にマスク10,840枚を供給することとし、（一社）日本衛生材料工業連合会に対応を依頼（7/10PM 1万枚到着済み、7/11PM 残り到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に手指消毒液（1L）1,000本を供給することとし、取扱業者に対応を依頼（7/10AM 到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に弾性ストッキング3,000足を供給することとし、取扱業者に対応を依頼（7/10PM 2,720足到着済み、7/12PM 残り到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本にうがい薬5,060個を供給することとし、日本一般用医薬品連合会に対応を依頼（7/13PM 2,560個到着済み、7/15AM 残り到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に虫除けスプレー等4,240個及び吊り下げ型虫除け剤2,000個を供給することとし、日本家庭用殺虫剤工業会に対応を依頼（7/11AM 到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に非接触型体温計30個を供給することとし、取扱業者に対応を依頼（7/16AM 到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に殺菌消毒剤（日本薬局方ベンザルコニウム塩化物液）320本を供給することとし、日本一般用医薬品連合会に対応を依頼（7/15PM 100本到着済み、7/16AM 残り到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に非接触型体温計70個を追加で供給することとし、取扱業者に対応を依頼（7/25AM 到着済み）。
- ・内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に殺虫剤204L を供給することと

- し、日本防疫殺虫剤協会に対応を依頼（7/23AM 到着済み）。
- ・ 内閣防災と調整し、グランメッセ熊本にデジタル自動血圧計50台を供給することとし、取扱業者に対応を依頼（7/25AM 到着済み）。
 - ・ 内閣防災と調整し、グランメッセ熊本に殺菌消毒剤200本を追加で供給することとし、（一社）日本医薬品卸売業連合会に対応を依頼（7/22AM 到着済み）。

<関係団体等への協力要請>

（一社）日本衛生材料工業連合会等に対して、災害時における生理用品、大人用・子供用紙おむつ、マスク、手指消毒液等の衛生関係の物資支援について、協力を要請した（7/8）。

(7) 在宅人工呼吸療法患者への対応について

- ・ 長野県、岐阜県、島根県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、山形県に対し、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅療養患者の入院調整等の支援の必要性等に関する情報収集を行い、結果について報告を依頼（7/4以降・7/28夜からの大雨による影響についても確認）
- ・ 長野県、岐阜県、島根県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、山形県からは、在宅療養患者の入院調整等の支援の必要性のある医療機関に関する情報は報告されていない（7/30）。

(8) 在宅酸素療法患者への対応について

- ・ 酸素供給装置の保守点検事業者19社（7/4以降、岐阜県、熊本県、大分県、鹿児島県に営業拠点がある会社）に対して、厚生労働省から患者の安否の確認状況について情報提供を依頼。
- ・ 7月28日夜からの大雨による患者の安否の確認状況について、酸素供給装置の保守点検事業者大手3社に対して厚生労働省から情報提供を依頼。
- ・ 保守点検事業者の電話連絡や患者宅訪問により安全の確認を行い、必要なすべての患者に対して確認が終了している旨報告を受けている（7/29）。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・ 現時点で、家屋等倒壊地区を除き復旧済み（最大断水戸数※37,653戸）

※各市町村の最大断水戸数の合計

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岩手県】 いわいづみちょう 岩泉町	139	0	7/12～14	・ 水源水質悪化及びポンプ設備冠水による断水（復旧済み）
【宮城県】 まるもりまち 丸森町	10	0	7/29	・ 土砂流入に伴う取水口閉塞による断水（復旧済み）
【秋田県】 ゆりほんじょうし 由利本荘市	15	0	7/28～29	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【山形県】 おばなざわし 尾花沢市 おおいしだまち 大石田町環境 衛生事業組合	5,429	0	7/29～8/2	・ 水質悪化による断水（復旧済み）
おおくらむら 大蔵村	72	0	7/29～8/1	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【新潟県】 さどし 佐渡市	103	0	7/28～29	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【長野県】 まつもとし 松本市	50	0	7/8	・ 道路崩落に伴う水道管破損による断水（復旧済み）
きそまち 木曾町	75	0	7/8～9	・ 道路崩落に伴う水道管破損による断水（復旧済み）
あちむら 阿智村	36	0	7/11～12	・ 土砂崩れに伴う水道管破損による断水（復旧済み）
【岐阜県】 たかやまし 高山市	121	0	7/8～10	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
げろし 下呂市	177	0	7/8～12	・ 土砂崩れに伴う配水管破損等による断水（復旧済み）
【静岡県】 はままつし 浜松市	170	0	7/7, 7/8～11	・ 土砂崩れに伴う導水管破損による断水（復旧済み） ・ 原水濁度上昇による断水（復旧済み）
【愛知県】 とよねむら 豊根村	5	0	7/8	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【島根県】 こうつし 江津市	48	0	7/14, 7/15	・ 土砂崩れに伴う水道管破損等による断水（復旧済み）

【高知県】 かみし 香美市	54	0	7/11 7/25	・ 道路崩壊に伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【山口県】 すおうおおしまちよう 周防大島町	10	0	7/8～9	・ 橋梁に添架する水道管破損及び道路崩壊に伴う水道管破損による断水（復旧済み）
【長崎県】 おおむらし 大村市	3	0	7/6～8	・ 橋梁に添架する水道管の流出による断水（復旧済み）
みなみしまばらし 南島原市	205	0	7/7～8	・ 道路崩壊に伴う配水管破損による断水（復旧済み）
させぼし 佐世保市	14	0	7/10～29	・ 土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
【大分県】 くすまち 玖珠町	455	0	7/7～13	・ 橋梁に添架する水道管の流出による断水（復旧済み）
ゆふし 由布市	1,717	0	7/8～10, 7/10～13	・ 土砂流入に伴う取水口閉塞等による断水（復旧済み） ・ 応急復旧済みの仮設水道管が流出し、再度断水（復旧済み）
ここのえまち 九重町	700	0	7/7～15	・ 道路崩壊に伴う配水管破損による断水（復旧済み）
ひたし 日田市	225	0	7/7～18	・ 配水管の流出等による断水（復旧済み）
【熊本県】 たらぎまち 多良木町	3	0	7/4～5	・ 水道管の破損による断水（復旧済み）
ゆのまえまち 湯前町	5	0	7/4	・ 橋梁に添架する水道管の破損による断水（復旧済み）
あしきたまち 芦北町	4,950	0	7/4～6	・ 複数の水源及び取水施設の水没による断水（復旧済み）
ひとよしし 人吉市	350	0	7/4～6	・ 橋梁に添架する水道管の流出による断水（復旧済み）
つなぎまち 津奈木町	180	0	7/4～6	・ 停電による断水（復旧済み）
みなみおぐにまち 南小国町	21	0	7/8～9	・ 停電や土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
さがらむら 相良村	894	0	7/4～9	・ 停電による断水（復旧済み）
いつきむら 五木村	129	0	7/4～6, 7/9～10	・ 土砂崩れに伴う水源の使用不可等による断水（復旧済み）
みなまたし 水俣市	81	0	7/6～11	・ 水源への土砂流入に伴う水質悪化による断水（復旧済み）

やまがし 山鹿市	5,000	0	7/7~8, 7/11~12	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れに伴う水道管破損による断水（復旧済み） ・新たに土砂崩れに伴う水道管破損による断水（復旧済み）
やつしろ 八代生活環境 事務組合 （やつしろし ひかわちょう 氷川町）	10,242	0	7/12~13	<ul style="list-style-type: none"> ・水源水質悪化による断水（復旧済み）
あさぎり町	2,994	0	7/4~16	<ul style="list-style-type: none"> ・送水管破損による断水（復旧済み） ・土砂流入に伴う浄水場停止等による断水（復旧済み） ・新たに停電による断水（復旧済み）
やまえむら 山江村	220	0	7/4~16	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管流出による断水（復旧済み）
おぐにまち 小国町	206	0	7/7, 7/15~16	<ul style="list-style-type: none"> ・停電による断水（復旧済み） ・水道管の破損による断水（復旧済み）
やつしろし 八代市	1,015	0	7/4~8/4	<ul style="list-style-type: none"> ・停電や水道管の流出等による断水（復旧済み）
くまむら 球磨村	900	0	7/4 ~ 8/28	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁に添架する水道管の流出や停電による断水（家屋等倒壊地区を除き復旧済み）
【宮崎県】 えびのし えびの市	100	0	7/4	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁に添架する水道管の破損による断水（復旧済み）
こばやしし 小林市	144	0	7/4~5	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管破損による断水（復旧済み）
【鹿児島県】 いちき くしきのし 串木野市	30	0	7/4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
いさし 伊佐市	100	0	7/4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れに伴う配水管破損による断水（復旧済み）
おおさきちょう 大崎町	70	0	7/6~7	<ul style="list-style-type: none"> ・道路災害に伴う配水管破損による断水（復旧済み）
さつませんだいし 薩摩川内市	65	0	7/4~8, 7/10~11	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ等に伴う配水管破損による断水（復旧済み）
かのやし 鹿屋市	121	0	7/6~14	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れに伴う導水管破損による断水（復旧済み）
合計	37,653	0		

(2) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和2年7月6日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。

(3) 株式会社日本政策金融公庫関連

(ア) 日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請(7/4)。

(イ) 日本政策金融公庫において特別相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者向け災害貸付の融資、返済猶予についての相談を開始(7/4)。

(4) 食中毒予防対策

- ① 令和2年7月7日付け「令和2年7月3日からの大雨に係る被害に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)で、関係自治体に対し、避難所での食中毒発生予防のため、厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイル等も活用した継続的な啓発の実施及び食中毒(疑いを含む)発生時の厚生労働省との迅速な情報共有について依頼した。
- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、各地の支所等からの要請に基づき、希望する食品衛生関係用品(消毒用アルコール等)を順次提供予定。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園で、浸水被害があり、14人が死亡、残り51名全員を救助し、病院に搬送。

そのほか、福岡県で1カ所、熊本県で2カ所、大分県で1カ所、浸水被害等あり。人的被害なし。

また、熊本県で2カ所、停電・断水あり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在

熊本県	3 4	<u>4</u>	3 0	<u>4</u>	1 1	2	1 2	2
やっしろし 八代市	7		6		4			
ひとよしし 人吉市	9		7		5		5	
あらおし 荒尾市	2		2					
なんかんまち 南関町	1		1					
みなみおぐにまち 南小国町	1		1					
あしきたまち 芦北町	7	<u>1</u>	6	<u>1</u>			4	
にしきまち 錦町	2		2					
きがらむら 相良村	2	1	2	1			1	
くまむら 球磨村	3	2	3	2	2	2	2	2
福岡県	4 5	1	4 3	1	5		1	
おおむたし 大牟田市	2 6	1	2 5	1	4		1	
くるめし 久留米市	6		6					
やめし 八女市	3		2		1			
あさくらし 朝倉市	1		1					
みやま市	9		9					
長崎県	1 1		1 1					
おおむらし 大村市	4		4					
まつうらし 松浦市	2		2					
うんぜんし 雲仙市	3		3					
とぎつちよう 時津町	1		1					
はさみちよう 波佐見町	1		1					
大分県	6	1	4	1	2		1	
おおいたし 大分市	3		3					
ひたし 日田市	1	1	1	1				
このえまち 九重町	2				2		1	
長野県	2				2			

ながのし 長野市	2			2									
岐阜県	1		1										
げろし 下呂市	1		1										
山形県	1	1	2			9							
しんじょうし 新庄市	1					1							
むらやまし 村山市	1		1										
おばなざわし 尾花沢市	4					4							
なかやままち 中山町	1		1										
おおいしだまち 大石田町	4					4							
合計	1	1	0	6	9	1	6	2	0	2	2	3	2

※ 浸水等解消後、後片づけ等が終わっていない施設については、浸水等の「現在」欄に計上しています。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

熊本県で3カ所、浸水被害あり。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県	6	3	5	3			5	
あしきたまち 芦北町	6	3	5	3			5	
福岡県	1		1					
おおむたし 大牟田市	1		1					
鹿児島県	1		1					
さつませんだいし 薩摩川内市	1		1					
山形県	7						7	
おばなざわし 尾花沢市	4						4	
おおいしだまち 大石田町	3						3	

合計	15	3	7	3			12
----	----	---	---	---	--	--	----

※ 浸水等解消後、後片づけ等が終わっていない施設については、浸水等の「現在」欄に計上しています。

(3) 児童関係施設等の被害状況

福岡県で3カ所、熊本県で9カ所、浸水被害あり。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県	33	9	21	9	3		15	
やっしろし 八代市	4	2	2	2	1		1	
ひとよしし 人吉市	7	4	6	4			1	
みなまたし 水俣市	1		1					
あまくさし 天草市	2		2					
あしきたまち 芦北町	8	2	7	2			4	
つなぎまち 津奈木町	1	0	1	0				
にしきまち 錦町	1		1					
さがらむら 相良村	1	1	1	1			1	
いつきむら 五木村	1						1	
やまえむら 山江村	1						1	
くまむら 球磨村	2				2		2	
あさぎり ^{ちよう} 町	4						4	
福岡県	5	3	5	3				
おおむたし 大牟田市	2	2	2	2				
くるめし 久留米市	2	1	2	1				
たちあらいまち 大刀洗町	1		1					
佐賀県	1		1					
さがし 佐賀市	1		1					
大分県	1		1					

ひ た し 日田市	1		1				
鹿児島県	1		1				
さつませんだいし 薩摩川内市	1		1				
山形県	1 2		1			1 1	
おばなざわし 尾花沢市	4					4	
やまのべまち 山辺町	1		1				
おおいしだまち 大石田町	7					7	
合計	5 3	<u>1 2</u>	3 0	<u>1 2</u>	3	2 6	

※ 浸水等解消後、後片づけ等が終わっていない施設については、浸水等の「現在」欄に計上しています。

(4) その他

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、速やかに避難するなど必要な行動をとるよう注意喚起を依頼した(7/3)。
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請(7/6)。
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、被災状況の把握にあたっては、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回、災害担当部局、消防、警察等、あらゆる手段による情報収集を依頼し、被害状況の把握の徹底を依頼した(7/7)。
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動
熊本県の避難所において、熊本県の福祉関係団体で構成する熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)が、7月8日から9月30日まで支援活動を実施。
- 各都道府県等に対して、令和2年7月豪雨における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用(人件費、旅費及び宿泊費)及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知(7/14)。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、梅雨前線に伴う大雨に対して、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（7/4）。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（7/4）。

被害状況については、各都道府県の担当者、日本透析医会、がん・疾病対策課で共有することを確認。引き続き、情報収集に努める。

【熊本県】

停電・断水等により透析に影響が出たとの報告があった施設は4施設。このうち、3施設は復旧し通常透析可能となり、残りの1施設は関連医療施設との連携により、今後の透析体制ができていることを確認。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請した（7/4～7/9）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼した（7/4）。現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣

熊本県よりDHEATの応援派遣について調整の連絡があり、以下のとおり派遣調整を行った（7/8）。

【派遣状況】

派遣先		チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣要請	活動中	
熊本県	人吉保健所 球磨郡球磨村役場	2	0	佐賀県（7/8～7/13）、熊本市（7/13～7/19）、島根県（7/19～7/24） 長崎県（7/8～7/21）
	八代保健所	1	0	佐賀県（7/13～7/19）
	水俣保健所	1	0	三重県（7/10～7/15）、宮崎県（7/15～7/20）

※派遣要請のあった保健所等については、派遣が終了した。

(4) 被災者の健康管理

- 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。
 - ・「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（令和2年7月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
 - ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（令和2年7月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
 - ・「被災地における熱中症予防について」（令和2年7月6日付け健康局健康課地域保健室事務連絡）
 - ・「管轄避難所等情報の記録様式について」（令和2年7月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）

- 熊本県より保健師等の応援派遣について7月6日に4チーム、7月9日に1チーム、7月13日に2チームの派遣要請があり、厚生労働省において派遣調整を行った。

派遣先		チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣要請	活動中	
熊本県	人吉保健所管内 (球磨村、人吉市)	5	0	福岡市 (7/7~7/23)
				北九州市 (7/23~8/4)
				香川県・高松市 (7/8~7/13) (※1)、
				山口県・下関市 (7/14~8/4) (※2)
				高知県・高知市 (7/15~7/20) (※3)、
				宮崎市 (7/20~7/28)
	鳥取県 (7/16~7/20)、 愛媛県 (7/20~8/12)			
岡山県・岡山市・倉敷市 (7/10~8/4) (※4)				
水俣保健所管内 (芦北町、津奈木町)	2	0	徳島県 (7/7~8/4)	
			広島県 (7/8~8/12)	

- (※1) 香川県、高松市の2自治体が合同で派遣期間中1チームを構成。
- (※2) 山口県、下関市の2自治体が合同で派遣期間中1チームを構成。
- (※3) 高知県、高知市の2自治体が合同で派遣期間中1チームを構成。
- (※4) 岡山県、岡山市、倉敷市の3自治体が合同で派遣期間中1チームを構成。
- (※5) 熊本県の報告によると、厚生労働省が応援派遣調整を実施した上記

自治体以外に、熊本市が支援を行っている（7/6）。

- アレルギー疾患への対応について、都道府県のアレルギー担当部局に対し、日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」及び「災害時のこどものアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患を持つ子どもへの適切な対応について周知を依頼した（7/6）。

また、twitter 及び facebook において、災害時のアレルギー疾患への対応について注意喚起を実施した（7/6）。

- 都道府県等に、被災地での感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症予防対策を円滑かつ適切に実施いただくため、以下の事務連絡を送付した。

- ・「令和2年（2020年）7月豪雨に係る被害地域における感染症予防対策について」（令和2年7月6日付け健康局結核感染症課事務連絡）

- 都道府県、保健所設置市、特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に係る以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した（7/8）。

- ・「令和2年7月3日から大雨による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（令和2年7月8日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）

- 日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援及び特殊栄養食品ステーションの設置等に関する以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した（7/8）。

- ・「令和2年7月3日から大雨による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（令和2年7月8日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）

(5) その他

① 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

- ・ 感染症指定医療機関について、熊本県内の2医療機関について浸水及び停電が発生したが、現在は解消している。その他の感染症指定医療機関について、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。（7/8）

② 保健衛生施設等の被害状況

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、7月3日からの大雨に伴う薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう連絡を行った。(7/4)
- ・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。
- ・各都道府県に対し、大規模災害時等においては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能である旨等について周知した(7/6)。

※「令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」(令和2年7月6日付け医薬・生活衛生局総務課等事務連絡)を送付。

	被害件数	詳細状況
山形県	南陽市 1 件	浸水 1 件 (営業可 1 件)
山形県	山辺町 1 件	浸水 1 件 (営業可 1 件)
山形県	上山市 1 件	浸水 1 件 (営業可 1 件)
山形県	鶴岡市 1 件	浸水 1 件 (営業可 1 件)
山形県	東根市 1 件	その他被害 1 件 (営業可 1 件)
福岡県	久留米市 8 件	浸水 5 件、その他被害 3 件 (営業可 8 件)
福岡県	大牟田市 1 9 件	浸水 1 9 件 (営業可 1 9 件)
福岡県	みやま市 2 件	浸水 2 件 (営業可 2 件)
長崎県	諫早市 1 件	浸水 1 件 (営業可 1 件)
長崎県	大村市 3 件	浸水 2 件、その他被害 1 件 (営業可 3 件)
熊本県	人吉市 2 1 件	浸水 2 1 件 (営業可 2 0 件、営業不可 1 件)
熊本県	葦北郡 9 件	浸水 9 件 (営業可 9 件)
鹿児島県	薩摩川内市 2 件	浸水 2 件 (営業可 2 件)
鹿児島県	鹿屋市 3 件	浸水 3 件 (営業可 3 件)

(2) 毒物劇物関係

- ・各都道府県等に対し、7月3日からの大雨に伴う毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう連絡を行った。(7/4)
- ・大分県日田市の JA 倉庫が損壊し、保管していた農薬976品目(うち毒物2品目、劇物11品目)が流出し、一部が玖珠川に流出した可能性があったが、毒劇物については全量回収され、環境中への流出はなし(7/15)。

7 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/4：熊本県及び鹿児島県、7/7：福岡県、7/8：長野県、7/9：岐阜県及び大分県、7/16：島根県及び佐賀県、7/29：山形県）。

○ 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請（7/4：熊本県及び鹿児島県、7/7：福岡県、7/8：長野県、7/9：岐阜県及び大分県、7/16：島根県及び佐賀県、7/29：山形県）。

○ 特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請（7/6）。

○ 都道府県に対し障害福祉サービス等の請求について、概算請求を可能とすることを、市町村や障害福祉サービス等事業者への周知を要請（7/6）。

○ 災害により被災した要援護者（障害児等）への対応及びこれに伴う特例措置等について都道府県等に周知し、特段の配慮を要請（7/6）。

○ 災害により被災した要援護者（障害児等）への対応として、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとするよう要請（7/6）。

○ 災害により被災した障害者等に対する支給決定等について

都道府県・指定都市・中核市に対して、被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこと等の取扱いについて周知（7/6）。

○ 被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知（7/6）。

○ 市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県・指定都市・中核市に周知（7/6）。

○ 都道府県・指定都市に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について、被災した精神科病院の転院等の取扱を周知（7/10）

- 各都道府県に対して、障害福祉サービス等の利用料等に関し、必要な方について適切に利用料等の支払いの猶予等を行うよう要請（7/13）
- 災害救助法が適用された自治体に対して、利用料等の免除等の意向を確認、報告するよう依頼（7/13：熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県及び岐阜県、7/16：島根県及び佐賀県）
- 各都道府県等に対して、障害福祉サービス等を運営する社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合に支出を可能とする旨を周知。（7/15）
- 都道府県・指定都市・中核市に対して、障害保健福祉に関する権利利益の満了日について、7月豪雨の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に令和2年12月28日まで延長する措置を講ずる旨を周知。（7/17）
- 災害救助法が適用された自治体に対して、避難所において居宅介護等を提供した場合や障害者支援施設等において日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で定員を超過して要援護者等を受け入れた場合等でも、事業者に対して所定の報酬を支払うことが可能となることを周知。（7/17：長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び鹿児島県、7/30：山形県）
- 都道府県・指定都市・中核市に対して、被災された方々の障害福祉サービス等の利用料等の取扱いに係るリーフレットを、周知・広報するよう依頼（7/20）※リーフレット内の対象自治体の拡大に伴い、再度、周知・広報するよう依頼（7/31・8/21）
- 都道府県に対し障害福祉サービス等の請求について、引き続き概算請求を可能とすること、及び利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順等について、市町村や障害福祉サービス等事業者への周知を要請（8/5）。

8 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

各都道府県に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/4）。

また、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/4）。

なお、令和3年1月1日以降は、被災者が介護サービスを利用する場合、被保険者証等の確認を行うよう事務連絡を発出（10/28）。

- 利用料の免除等の実施について、保険者（長野県、岐阜県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県）に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼（7/13）。

（※ 保険者（島根県・佐賀県）に対して同趣旨の要請、依頼を実施（7/16）。保険者（山形県）に対して同趣旨の要請、依頼を実施（7/29）。）

- 各都道府県に対し、避難所等における生活の不活発化を原因とする心身機能の低下の予防に係る資料や、認知症高齢者等の健康管理に係るリーフレットと支援ガイドを周知（7/13）。

- 各都道府県に対して、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料を猶予する取扱いを定め、周知するとともに、介護サービス事業所等向けリーフレットを作成・送付し、広く広報するよう依頼（7/14）。

（※ 実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、各都道府県に広報の要請を再依頼（7/16、7/20、7/22、8/3、8/24、8/27及び10/28））

また、岐阜県、福岡県及び熊本県（管内市町村）に対して、介護サービス事業所等で猶予された利用料の全額免除等に関する取扱いを周知するとともに、利用料の免除等を行う意向が確認できた市町村名を併せて記載した利用者向けリーフレットを作成し、広く広報するよう依頼（7/14）。

（※ 長野県、大分県及び鹿児島県を加えた6県に対し同趣旨を再周知及び広報を再依頼（7/16）、新たに島根県及び佐賀県に対して通知（7/20）。新たに山形県に対して通知（8/3）。実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、リーフレットを送付（7/22、8/3、8/24、8/27及び10/28））

さらに、関係団体に対して、利用料の免除等に関する取り扱いについて周知（7/14）。

（※ 実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、再周知（7/16、7/20、7/22、8/3、8/24、8/27及び10/28））

※ 10月27日までに介護サービス事業所等での利用料免除等を実施する意向が確認できた保険者は64市町村

- 各都道府県に対して、被災した要援護高齢者等について、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題把握を行うなど適切な支援への配慮を依頼（7/14）。

- 各都道府県に対して、第一号被保険者の負担割合証並びに高額介護サ

ービス費等への暫定的な判定の実施、特定入所者介護サービス費の認定証の有効期限の延長が可能とすることなどを周知（7/28）

- 災害救助法が適用された地域に対し、特別調整交付金の交付対象となる、被災した被保険者に係る保険料の減免の取扱い等について周知（8/3）。
- 保険者（山形県、長野県、岐阜県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県）に対し、被災自治体からの照会等も踏まえ、被災した被保険者に係る介護サービス利用料の取扱いに関する Q&A を取りまとめの上、周知（8/27）。

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等の柔軟な取扱いを周知（7/6）。
- 各都道府県に対して、6・7月サービス提供分について介護報酬の概算請求を可能とすることなどを周知（7/6）（7/14一部改正）（8/5）。
- 各都道府県等に対して、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを周知（7/13）。
- 各都道府県等に対して、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合に支出を可能とする旨を周知。（7/14）
- 各都道府県等に対して、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者等の広域的な受入体制の構築や当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知。（7/14）
- 都道府県に対して、介護保険法の規定に基づく権利利益の満了日について、7月豪雨の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に令和2年12月28日まで延長する措置を講ずる旨を周知。（7/17）

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請（7/6）。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること

- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供（7/6）。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと（7/6）。
- 母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請（7/6）。
- 各都道府県等に対して、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府作成）について情報提供（7/9）。

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知（7/6）。
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請（7/6）。

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請（7/6）。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請（7/6）。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「令和2年7月3日から的大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の提示について」（令和2年7月4日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/4）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和元年7月4日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/4）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和2年7月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/4）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「令和2年7月3日から的大雨による災害に伴う後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和2年7月4日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/4）。

- 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡。
※「令和2年7月3日から的大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和2年7月5日付け関係課連名事務連絡）を送付（7/5）。

- 被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができるこ

と及び定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請

※「令和2年7月豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和2年7月6日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）を送付（7/6）（7/14一部訂正）。

○ 熊本県国保連合会が医療機関等に対し被保険者の罹患情報を提供する事業を実施することについて、都道府県等に対し情報提供（7/6）。

○ 保険者等による保険医療機関等の請求額の按分方法等について、都道府県等へ連絡。

※「令和2年7月豪雨による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（令和2年7月8日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（7/8）。

○ 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、6県に対し連絡。

※「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和2年7月13日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（7/13）。

○ 一部負担金猶予等の実施の要請について、健保組合、全国健康保険協会に対し連絡。（健保組合は意向確認も実施）

※【健保組合】「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請・意向確認）」（令和2年7月13日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/13）。

※【協会けんぽ】「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和2年7月13日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/13）。

○ 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関・避難所等に配布し、掲示等を促すよう要請。

※「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（令和2年7月14日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療

課・医療課事務連絡)を送付(7/14)。

(以後、実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、7月16日、7月20日、7月22日、8月3日、8月24日付けで医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請再周知。)

※8月20日15時時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では82市町村、20国民健康保険組合、後期高齢者医療では9広域連合、被用者保険では協会けんぽ、620健保組合。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、島根県、佐賀県に対し連絡。

※「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について(要請・意向確認依頼)」(令和2年7月16日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡)を送付(7/16)。

- 社会保険診療報酬支払基金に対して、被保険者等に係る診療報酬等明細書情報の第三者提供の取扱いについては、個人情報保護に関する法律を踏まえ、口頭又は文書により提供しても差し支えない旨を記載した事務連絡を発出(7/16)。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、山形県に対し連絡。

※「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について(要請・意向確認依頼)」(令和2年7月29日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡)を送付(7/29)。

- 災害に伴う交付手続きの支障や避難等により、有効期限が切れている被保険者証等のみを有している場合においても、医療保険による受診が可能である旨を周知。

※「令和2年7月豪雨による災害に伴う被保険者証等の提示等における取扱いについて」(令和2年7月30日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡)を送付(7/30)。

- 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料(税)の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年8月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)を送付(8/3)。

- 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。
 - ※「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和2年8月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（8/3）。

- 一部負担金の取扱いに関するQ & Aについて、都道府県等に対し連絡。
 - ※「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ & Aについて」（令和2年8月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/7）。

- 令和2年11月～12月の一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、9県に対し連絡。
 - ※「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和2年10月12日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（10/12）。

- 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関・避難所等に配布し、掲示等を促すよう要請。
 - ※「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）」（令和2年10月27日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（10/27）。
 - ※10月27日時点で、11月以降も引き続き医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施する保険者は、国民健康保険では70市町村、16国民健康保険組合、後期高齢者医療では9広域連合、被用者保険では協会けんぽ、343健保組合。

11 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知（7/6）。
 - ※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務に

ついて（通知）」の再周知について、令和2年7月6日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（7/6）
- 日本年金機構に対して、災害救助法適用地域に住所を有する受給権者等の届書等（生計維持確認届、現況届、所得状況届等）の提出期限を厚生労働省告示により延長する予定であることを知らせる事務連絡を发出（7/14）。
※障害年金受給者の障害状態確認届については、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、令和2年厚生労働省告示第197号において提出期限の延長措置を既に実施済み（4/28）。
- 厚生労働大臣告示第287号により災害救助法適用地域に住所を有する受給権者等の届書等の提出すべき日を延長。また、日本年金機構に対して告示の发出と対象者の届書の取扱いについて周知する通知を发出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を发出（7/31）。
- 厚生労働大臣告示第288号により、対象の地域に所在地を有する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を发出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を发出。（7/31）
- 厚生労働大臣告示により、熊本県の一部の地域（人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町）に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等について、事業主掛金等の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を发出（7/31）。
※延長後の納期限について、厚生労働大臣告示により、令和3年2月1日と定められた。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を发出（12/1）。
- 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、

同様の取扱いとすることが望ましい旨、地方厚生（支）局に対し、通知を
発出し、厚生年金基金及び国民年金基金への指導を指示（7/31）。

※延長後の納期限について、厚生労働大臣告示により、令和3年2月1
日と定められたことを受け、地方厚生（支）局に対し、厚生年金基金及び
国民年金基金への指導を指示する事務連絡を発出（12/1）。

- 厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険の受給権者
等について現況届の提出期限が延長されたことを受け、地方厚生（支）局
に対し、通知を発出し、厚生年金基金への指導を指示（7/31）。

12 労働関係

(1) 労働局相談窓口の設置

- ・ 次の労働局において、「特別労働相談窓口」の設置
長野局、岐阜局、福岡局、大分局、熊本局、鹿児島局（7/13）
島根局、佐賀局（7/17）山形局（7/31）
- ・ 被災6県の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を
設置。（7/14）災害救助法の適用地域に追加された島根及び佐賀
（7/17）、山形（7/31）にも設置。

(2) 労働災害発生状況

- ・ 停電の復旧作業にあっていた作業員が、大雨の影響で倒れた木の
撤去中、斜面を転がってきた木にぶつかり死亡（静岡県、7/6）。管轄
の島田労働基準監督署が災害調査を実施。
- ・ 新聞配達員が配達先に向かう途中、大雨で増水した川に流され行方
不明（7/6）となり、川の下流の河川敷で遺体が発見された（鹿児島
県、7/14）。管轄の鹿児島労働基準監督署が災害調査を実施。
- ・ 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、土砂崩壊
災害防止対策等に係る注意事項等を関係団体（建設業労働災害防止協
会、建設労務安全研究会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法
人日本建設業連合会）に周知するとともに、九州7県の労働局に指示
（7/8）。

(3) 労災保険関係

- ・ 労災保険給付の請求等について、事業主証明が受けられなくとも請
求書を受理する等、手続きの簡略化を図る旨、各労働局に指示。HP に
も案内掲載（7/6）。

- ・ 労働保険料等の納付猶予措置に関する制度があることを HP に案内掲載。各労働局にも周知を指示（7/6）。
 - ・ 被災により労災指定医療機関が診療録等を滅失等した場合等に、労災診療費等の概算請求できること等について、医療機関等へ周知するよう、各労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を要請（7/8）。
 - ・ 指定地域（※）の事業場等について、令和2年7月4日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限等の延長措置を行うこととし、同日その旨、各労働局に指示（7/31）。
- （※）熊本県の一部地域
- ・ 「令和2年7月豪雨に伴う労働保険の適用徴収に関するQ & A」をホームページにおいて公表（7/31）。

（4）社会復帰促進等事業関係

- ・ 令和2年7月3日からの大雨による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示（7/8）。

（5）勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・ 7月6日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・ 7月6日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置及び新たに財形持家融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置をホームページにて周知。

②労働金庫

- ・ 九州労働金庫において、7月6日付けで、通帳等を紛失した場合の預金引出し、被災勤労者への災害復旧資金の融資、被災の影響で困難となった住宅ローン等の返済についての相談等の対応を実施。

（6）災害対応用品関係

- ・ 熊本県から災害救助法に基づく物資支援要請として防じんマスク要請があり、製造者と調整して被災地に物資を発送した（7月17日）。
- ・ 被災県の労働局（福岡、熊本、長野、長崎、鹿児島）に対し、災害復旧時の安全パトロール等で配付するための災害対応用品（防じんマスク、ゴム手袋、軍手）を兵庫局及び愛媛局の備蓄品から順次送付（7

月17日)。

(7) その他

- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「令和2年(2020年)7月豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を公表(7月9日)。
- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に7月30日から対応。

13 雇用関係

(1) 公共職業能力開発施設の被害状況

① 公共職業能力開発施設の被害状況

○ JEED が所管している以下の職業能力開発促進センターにおいて、雨漏りが発生していたが、現在は修理依頼等を対応済みで業務への支障はなし。また、業務中止及び訓練休講を行っている施設もなし。

- ・ 佐賀職業能力開発促進センター
- ・ 長崎職業能力開発促進センター
- ・ 佐世保訓練センター
- ・ 鹿児島障害者職業センター

○ 岐阜職業能力開発促進センターにおいて、敷地東側の駐車場裏側の斜面について、一部のフェンスごと崩落。人的被害はなし。当面は一部の実技訓練を通常とは別の実習場にて行う。

○ 県立訓練校については現時点で被害報告なし。

○ 人的被害は特段なし。引き続き情報収集に努める。

② 認定職業訓練施設の被害状況

職業訓練法人 人吉球磨能力開発センター

- ・ 人的被害なし、床上浸水で一部備品の被害を確認。訓練については7月6日から休校措置、8月1日再開。実習棟等の被害状況、修繕の要否については、8月末を目処に報告予定。

職業訓練法人 久留米職業訓練協会

- ・ 人的被害なし。床上浸水し、一部設備の被害を確認。訓練については7月6日午後から休校措置、7月13日再開。

(2) 雇用保険

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（7/6）。（事務連絡「令和2年7月3日からの大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

- ・ 各都道府県労働局宛に通知を発出し次の事項を指示（8/28）。（職保発0828第1号「激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等に係る取扱いについて」）
 - ① 激甚災害法の指定地域内（災害救助法の適用地域）に所在地を置く事業所が、災害で休止又は廃止したことにより休業を余儀なくされ、労働者が賃金（休業手当を含む。）を受けることができない場合は、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できること
 - ② 激甚災害発生日時点で当該被災地域に居住していた方で、明らかに当該休止又は廃止が災害によるものでは無い場合を除いては、自己の都合で退職した場合でも、給付制限の短縮（3か月→1か月）されること

(3) 障害者雇用関係

- ・ 事務連絡で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請（7/6）。
こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（「令和2年7月3日からの大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」（令和2年7月6日事務連絡））
- ・ 指定地域（※）に主たる事務所を有する事業主等について、障害者雇用納付金等の納期限等の延長措置を行う告示を適用し、同日その旨、各都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宛て通知し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示（7/31）。（※）熊本県の一部地域

14 災害ボランティア関係

- 全国社会福祉協議会によると、発災から12月2日までに、延べ約46,700

人のボランティアの方々が活動。

(参考)ボランティア活動数 (単位:人)

	7月7日～ 7月31日	8月1日～ 8月31日	9月1日～ 9月30日	10月1日～ 10月31日	11月1日～ 11月30日
山形県	61	1,609	24	1	2
岐阜県	638	74	—	—	—
島根県	42	—	—	—	—
福岡県	1,230	344	—	—	—
長崎県	357	—	—	—	—
熊本県	15,530	14,918	3,111	2,143	1,727
大分県	4,571	341	—	—	—
計	22,429	17,286	3,135	2,144	1,729

※ 12月2日12:00時点で把握しているボランティア数。速報値であり、今後、遡って数変動する可能性がある。

※ 山形県、岐阜県、島根県、福岡県、長崎県及び大分県は県内の災害ボランティアセンターの活動が終了している。

- 7県28市町村の社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターを開設。現在は、熊本県八代市、人吉市及び球磨村の災害ボランティアセンターが活動中。

※天候等の理由によりボランティアの募集を休止している場合がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合等がある。

	県名	市町村名	
		活動中(開所中)	活動終了
1	山形県	—	大石田町(9/10)、大江町(9/11)、村山市(9/30)、河北町(9/30)、 <u>山形市(10/28)</u> 、 <u>大蔵村(10/30)</u> 、 <u>中山町(11/13)</u>
2	岐阜県	—	高山市(8/2)
3	島根県	—	江津市(7/24)
4	福岡県	—	久留米市(8/5)、大牟田市(8/31)
5	長崎県	—	大村市(7/22)
6	熊本県	八代市、人吉市、球磨村	あさぎり町(7/19)、錦町(7/22)、山江村(7/24)、多良木町(7/31)、荒尾市(8/8)、小国町(8/18)、相良村(8/20)、天草市(9/25)、

			芦北町(10/5)、津奈木町(10/5)
7	大分県	-	由布市(8/3)、九重町(8/21)、 日田市(8/28)

15 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知（7/6）。

16 生活福祉資金貸付関係

- 7月31日付けで、各都道府県に対して、生活福祉資金貸付の対象を被災世帯へ拡大など、貸付要件の緩和等を周知。

17 独立行政法人福祉医療機構関係

- 相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始（7/6）。

18 厚生局及び労働局の被害状況等

（1）厚生局

- ・現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。

（2）労働局

- ・人吉労働総合庁舎（2階 人吉労働基準監督署、1階 球磨公共職業安定所）において、一部停電、電話不通、労働基準行政システム及びハローワークシステムの不具合が生じていたが、全て復旧済み。7月6日（月）以降、人吉労働基準監督署、球磨公共職業安定所ともに開庁。
- ・岐阜労働局管内の下呂市地域職業相談室（ふるさとハローワーク下呂）については、7月8日（水）より閉庁していたが、7月10日（金）以降開庁している。

以上